2026 年 3 月

公益社団法人日本技術士会における IPD 事業について（概要説明）

1．背景

文部科学省科学技術・学術審議会は技術士分科会において、多くの若手技術者や修習技術者が技術士を目指すとともに、国際的な実質的同等性の確保や技術士資格の活用を図るため、初期専門能力開発（IPD：Initial Professional Development）から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん（CPD：Continuing Professional Development）及び資格活用に至るまで、生涯にわたり一貫した整合性のあるシステムの構築・改善に向け審議を行ってきました。

技術士分科会（第 12 期）は令和 6 年 7 月に IPD 懇談会（注 1）の議論を含めこれまでの審議を総括し、以下の IPD システム構築に向けた方針を示しました。

＜IPD システム構築に向けた方針（ポイントのみ）＞

■目的（利用者の明確化）

- IPD システム立上げ時は、「技術士を目指す技術者（修習技術者）」をターゲット
- 将来的には、技術者全体の育成と日本の技術力向上に寄与

■運営主体

- 技術士会が既に立ち上げた CPD システムを参考に主体的に担う
- 多様な研修プログラム等の提供機関と連携し、プロトタイプをつくりエコシステムとして令和 7 年度から小さくスタート（スモールスタート）

■IPD システムの在り方

- プログラム提供機関及びシステム利用者双方にとってメリットがある魅力ある多様なコンテンツとし、技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）の獲得に寄与
- サステイナビリティ・DX 等の最先端技術や経済安全保障など、次々と生じる新たな課題へ迅速に対応可能なコンテンツ
- 個々の技術者がどのようなことを学び習得しているかを客観的に評価・記録される仕組み
- IPD 活動から技術士資格取得後の CPD 活動へと連続的に繋ぐ一連のシステム、リカレント教育的な役割

（注 1）　「技術士制度における IPD に関する懇談会の議論のまとめ」は参考資料を参照

2．公益社団法人日本技術士会における IPD 事業の概要

※公益社団法人日本技術士会は、以下「日本技術士会」と云う

（1）日本技術士会における IPD に関する事業化について

日本技術士会は、IPD 構築に向けた方針が当会の目的である「科学技術の向上及び国民経済の発展並びに国際交流の推進に寄与し、更には広く社会に貢献する」ことと合致すると判断し、IPD 事業を当会一般事業に位置づけ、令和 7 年度より「IPD 事業（スモールスタート）」としてコンパクトに開始します。

（2）IPD 事業の目的

日本技術士会における IPD 事業の目的は以下のとおりです。

- 若手技術者の育成環境の提供
- 修習技術者等の迅速なスキル獲得のための仕組みの整備
- 技術士資格取得の早期化
- 国際標準の資質能力を備えた技術者全体の育成（底上げ）

（3）IPD 事業の対象者

IPD 事業（スモールスタート）の対象者は、「修習技術者」（技術士を目指す技術者）です。

「修習技術者」とは、技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者で、「技術士補」となる資格を有する者の呼称です。「修習技術者」は法律用語ではありませんが、科学技術・学術審議会の技術士分科会等で使用されています。

なお、JABEE 認定課程修了者（注 2）は、上記の「それと同等と認められた者」に該当しますので、IPD 事業の対象者となります。

（注 2）JABEE 認定課程修了者とは

JABEE 認定課程とは、文部科学大臣が指定した教育課程のことです。技術士補となる資格の特例として「指定された教育課程の修了者」とあり、これは「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者」のことです。文部科学大臣が指定した JABEE 認定プログラム 教育機関名別一覧は、一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）のホームページより参照できます。

一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）の URL：
https://jabee.org/

（4）IPD 事業に参加する修習技術者に求められる資質能力

IPD 事業に参加される修習技術者は、修習技術者に求められる 3 つの基本修習課題「専門技術能力」、「業務遂行能力」、「行動原則」を習得し、この上で技術士資格の取得を目指しそれに必要な資質能力を獲得することを目的とします。

ここでいう「行動原則」とは、技術者として社会的責任を果たすために知っておかなければならない事項であり、具体的には日本技術士会「技術士倫理綱領」に規定される「社会の保全・持続」、「法と規則」、「倫理」、「継続研さん」、「決定における責任」に係わる資質・能力です。

このことから日本技術士会は、IPD 事業を通して修習技術者に求められる資質能力として技術士に求められる資質能力を準用し、修習技術者のそれらの獲得を支援します。

＜修習技術者に求められる資質能力＞（＝技術士に求められる資質能力（注 3））
（文部科学省技術士分科会　改訂令和 5 年 1 月）

・専門的学識　・問題解決　・マネジメント
・評価　・コミュニケーション　・リーダーシップ
・技術者倫理　・継続研さん

（注 3）技術士法（技術士の資質向上の義務　第 47 条の 2）により

（5）IPD 事業のサービス内容と活動の手順

日本技術士会は、技術士が技術士法に明示された継続研さん（CPD）を実行し、技術士に求められる資質能力を維持・向上させ良質な技術士業務の実施と社会貢献を果たすため、技術士 CPD システムを運営しています。

当会はこの CPD システムを拡張し、IPD 事業に参加される修習技術者に対し、CPD に係わる事業と同等レベルのサービス内容及び利用環境を提供します。具体的なサービス内容・IPD 活動の手順は以下のとおりです。

＜IPD サービスの内容＞

IPD 事業に参加するための IPD 登録アカウントの付与
各種行事予定情報等の提供と参加申込み
IPD 活動実績の WEB 登録・閲覧
IPD 活動実績の記録記載申請・記載
IPD 活動実績の証明発行

① IPD 登録アカウントの取得
（IPD 登録 ID・パスワード取得）
▽
② IPD 行事予定の閲覧
▽
③ 各種行事の参加申込み
▽
（行事参加）
▽
④ IPD 活動実績の登録・閲覧
▽
⑤ IPD 活動実績の記録記載申請
▽
（記載審査）
▽
⑥ IPD 活動実績の証明発行

＜IPD 活動の手順＞

＜IPD システムの利用＞

・ 日本技術士会ホームページの TOP 画面の下記バナーより、IPD 事業に係わる基本事項の概要説明画面「修習技術者の方へ(IPD 活動)」が閲覧できます。
・ 「修習技術者の方へ（IPD 活動)」の項目のクリックにより「IPD システム」へアクセスできます。

修習技術者の方へ（IPD 活動）
（TOP 画面の中段あたりにあります）

・ また、下記バナーより直接「IPD システム」へアクセスできます。

IPD システム（IPD 活動を支援）
（TOP 画面の右下あたりにあります）

（6）IPD 事業に参加するメリット

日本技術会は、技術士が行う CPD 活動と修習技術者が行う IPD 活動が本来同一線上に位置しシームレスな関係にあると考えており、修習技術者が実践する様々な初期専門能力開発（IPD）について、証跡のある活動記録として統合管理できる環境を提供します。

IPD 事業に参加する修習技術者のメリットは、以下などが考えられます。

- 技術士と同様な視座のもとで自らの学びを俯瞰でき、学びの蓄積の客観的把握・資質バランの偏重・弱点発見につながることから、初期専門能力開発（IPD）が一層、促進
- 技術士資格を取得した後は、自らの IPD との関係を認識しつつ CPD を実践できることから、技術士資格を保有する技術者としての専門性の深化が期待
- 日本技術士会が提供する講演会等の IPD 及び CPD 行事は多岐に及んでおり、これらへの参加により専門周辺の知識の獲得、技術領域の拡張も促進

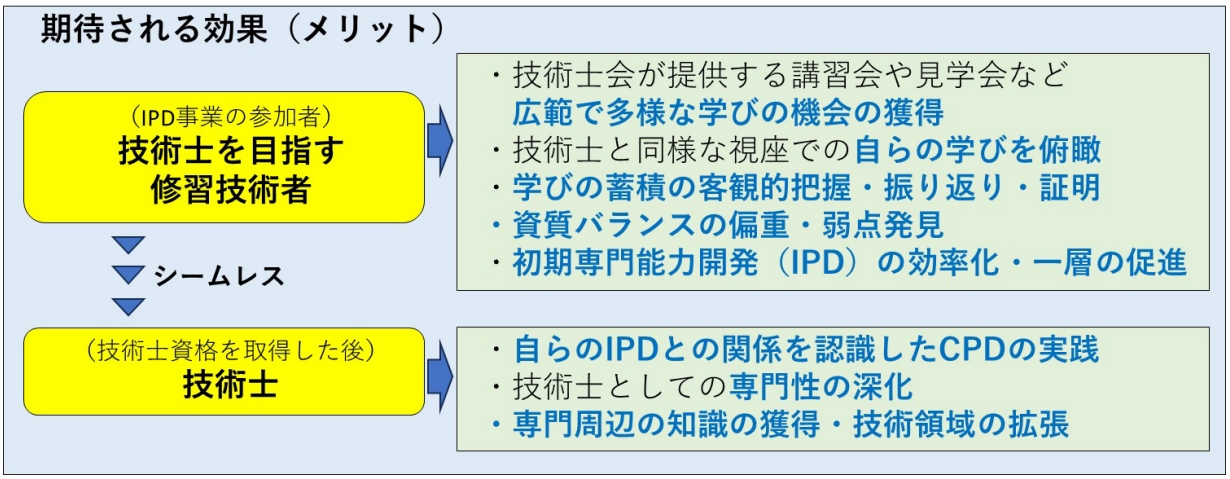

＜IPD 事業に参加するメリット（期待される効果）＞

（7）IPD 事業への参加費用

日本技術士会の IPD 事業に修習技術者が参加されるための費用は、以下のとおりです。

・IPD 登録アカウントの取得及び IPD 活動実績の WEB 登録の手数料

本会未入会の方　：1 年度あたり 2,000 円（4 月から翌年 3 月を 1 年度）

本会準会員の方　：無料

・日本技術士会が提供する各種 IPD 行事等の参加費用

行事ごとに行事主催者が決定した金額（1 行事あたり 500 円から 2,000 円程度、無料の場合もあります）

（8）IPD 事業開始予定

IPD 登録アカウント取得申請の受付は、2026 年 3 月中旬～下旬の開始を予定しています。3 月中旬ころ、日本技術士会のホームページに開始日程を掲載します。

IPD 登録アカウントの取得を申請していただきアカウント取得費用の入金が確認できた時点で IPD 行事予定の閲覧、参加申込み、IPD 活動実績の登録などが可能となります。

３．その他

（１）日本技術会が運営する IPD 事業の詳細

日本技術士会は IPD 事業の実施にあわせて以下のガイドライン・マニュアル（注 4）を作成しました。IPD 事業に関する制度やしくみ・実施方法の詳細、留意事項など収録していますので、是非、ご確認ください。

（注 4）・修習技術者 IPD ガイドライン（案）Ver.0.2
・修習技術者 IPD マニュアル（案）Ver.0.2

（２）問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
公益社団法人日本技術士会　CPD・IPD センター
電話　：　03-3459-1331
e-mail：　ipd-shinsa@engineer.or.jp

以上

＜参考資料＞

＜「技術士制度における IPD に関する懇談会の議論のまとめ」より抜粋・編集＞

（1）目的（利用者の明確化）

・ **IPD システム立上げ時**は、高度な専門的知見を有する技術者としての「**技術士を目指す技術者」をターゲット**

・ **将来的**には、国際標準の資質能力を備えた**技術者全体の育成と日本の技術力向上**に寄与するよう制度設計を精緻化

（2）IPD システムの運営主体

・ 運営主体は、**技術士会が既に立ち上げた CPD システムを参考に主体的に担う**

・ IPD システムは**、多様な研修プログラム等の提供機関と連携し、プロトタイプをつくりエコシステムとして令和 7 年度から小さくスタート**し、順次拡大させ社会実装

・ システム全体の透明性・公正な運営のため、**第三者組織による認証・評価の仕組みを導入**

（3）IPD システムの在り方

・ **プログラム提供機関及びシステム利用者双方にとってメリット**がある魅力ある多様なコンテンツとし、**技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）の獲得に寄与**

・ 知的財産保全・サステイナビリティ・DX 等の最先端技術や経済安全保障への対応など、**次々と生じる新たな課題へ迅速に対応**、個々の技術者が**どのようなことを学び習得しているかを客観的に評価・記録される仕組み**、企業の人事考課等での活用など**社会全体での共有・利用**

・ **IPD 活動から技術士資格取得後の CPD 活動へと連続的に繋ぐ一連のシステム**とし、リカレント教育的な役割を担う

（4）関係機関（産業界、教育機関、学協会等）との連携

・ IPD システムの運営主体は、体系的で効果的な IPD 活動を行えるよう、産業界や教育機関、学協会等と連携し**人的交流の場を形成**、企業等が有する既存の教育プログラムを**相互に共有し合える仕組みの構築**、**異業種人材の交流**の促進

（5）IPD システムのさらなる発展に向けて（中長期的な検討事項）

・ 将来段階においては、**運営主体の在り方、システムの持続可能性、収益構造**なども含め改めて制度進化に向けて検討

・ 加えて、特に**技術士補制度における指導技術士の同一部門の撤廃**など、IPD システムを活用する**利用者のインセンティブ**を視野に、技術士制度の見直しに向け検討

（6）技術士制度改革における継続的検討事項（中長期的な検討事項）

・ 科学技術・イノベーション基本法（令和 3 年 4 月施行）が提唱する「**総合知」の新たな概念**を鑑み、多種な分野を技術的観点から総合的に監理することが求められる**総監の重要性、国際的同等性など十分に考慮**しつつ、総監の位置づけについて明確化

（注）・技術士制度における IPD に関する懇談会の議論のまとめ（概要）

・技術士制度における IPD に関する懇談会の議論のまとめ

URL： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/040/mext_01903.html